

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和元年12月2日(月) 午前10時00分～午前11時03分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15		16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	淺野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員		15	沖田辰夫	20	森永茂史	
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容		議案第70号	農地法第3条の規定による許可申請について			
			議案第71号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について			
			議案第72号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について			
			議案第73号	非農地証明について			
			議案第74号	農用地利用集積計画の決定について			

事務局（局長） 只今から令和元年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。  
本日、10番 幸野登吉委員、15番 沖田辰夫委員より欠席の報告を受けております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、28番 西内清信委員、29番 大本昭裕委員を指名いたします。  
次に、日程第2、書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。  
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第70号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。  
議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、野佐来の土地、田3筆・合計1,448㎡は売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦及び子が年間を通して従事します。  
2番、新谷の土地、田2筆・計1,446㎡も売買による所有権の移転です。  
所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。  
3番、同じく新谷の土地、畑2筆・計978.80㎡。資産分割のため、贈与によって持分2分の1を移転します。  
所有権移転後も、引き続き、野菜等の栽培を行います。  
農業は、これまで通り夫婦で従事します。  
4番、新谷の土地、田1筆、1,175㎡。売買による所有権の移転です。  
所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告

をうけたいと思います。1番。

9番

失礼いたします。

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

1番案件は売買による所有権移転となります。

申請地は、元の南久米小学校から北西に約800メートル、広域農道沿いにある田3筆になります。現地調査を行いました。現在も良好に管理されていました。

譲受人夫婦と娘さんで年間を通して農業に従事しており、これまでに農業経営に関する問題はありませんので、今後の管理にも不安はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、2番。

19番

2番、3番案件とも、私の担当ですので、併せてご説明いたします。議案説明資料2ページ及び3ページを参考にしてください。

2番案件は、県外に住んでいる譲渡人が農業経営できないため、売買により所有権移転を行うものです。

申請地は、新谷公民館の南西約800mにある田2筆になりますが、現在も良好に管理されています。譲受人は、家族で年間を通じて農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま。

3番案件は、同じく新谷公民館の南約400mにある申請人の自宅に隣接する畑2筆です。このほど資産の分割協議を行い、農地を含む所有地の持分を2分の1ずつにする。とのことで申請に至っております。

農業については、これまでと変わりなく夫婦で従事するため問題はないと思われま。

いずれも、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、4番。

20番

失礼いたします。

4番案件についてご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために、交通の便が良い申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、新谷公民館の東約1km、県道「柳沢新谷停車場線」沿いにある田1筆で現在も良好に管理されています。

譲受人は、建設業を営んでいますが、農業は夫婦で従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転

後の管理に問題はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第71号『農地法第5第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の5ページから38ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、469㎡の案件は、現在借家住まいであるが、手狭で不便なことから新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西南西に約700mに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、田口の土地2筆、390㎡の案件は、現在徳森に居住し電気通信建設業等を営んでいるが、既存事業用地が遠方で不便であることから、新たに事務所・倉庫を建築するほか事業用露天駐車場として利用するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約2.2kmのところ

に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

3番、同じく田口の土地191㎡の案件は、現在、東京都内の借家に居住しているが、大洲に所有している農地の管理をする必要があることから、自己住宅建築のため申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.3kmのところ

農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、申請地は既に自己住宅の一部及び庭の一部などが含まれるなど違反転用状態にあることから、始末書が提出されております。

4番、東大洲の土地、1, 158㎡の案件は、以前から大洲市内で賃貸住宅経営をしたいと思っていたところ、市内中心部で利便性も良い本件農地を譲っていただけることになり、集合住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約1.7kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（近隣商業地域）が定められている農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、平野町野田の土地、3筆69.43㎡の案件は、現在、借家住まいをしており実家を建て替えて子供夫婦との同居を計画しているが、道が狭く進入できないことから、進入路を整備するため申請地を贈与により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約3.7kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、申請地は既に進入路として整備され、コンクリート舗装もなされているなど違反転用状態にあることから、始末書が提出されております。

6番、7番は譲受人が同一の関連案件です。

6番、新谷の土地683㎡の案件は、当法人の露天駐車場が不足していることから、事業地近くで新たに露天駐車場を増設するため、申請地を賃借しようとするものです。

7番、同じく新谷の土地2, 175㎡の案件は、6番と同じ目的で、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、事業用の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模はおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断しております。したがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、6番、7番いずれも、本年第10回定例総会において農業振興地域整備計画の除外案件としてご審議いただいたものでございます。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。1番。

1番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の5ページから8ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、6、7ページの位置図になりますが、大洲高校から南西へ約300mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第金融機関の融資にて着工したいとのことであり、特に問題はないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、8ページの地番地目図のとおり周辺に農地がありますが、同意を得られているとのことですので、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

続いて、2番、3番。

5番

それでは2番と3番案件の調査結果についてご報告いたします。

議案説明資料の9ページから18ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、10ページと11ページの位置図になりますが、総合福祉センターの東南東約800mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第自己資金にて着工したいとのことですので、特に問題はないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり宅地や雑種地、市道に囲まれており、特に問題はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

続いて3番案件の調査結果をご報告いたします。

申請地は15、16ページの位置図のとおり、大洲北中学校に近接する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに工事等は完了しており違反転用状態であることから始末書が提出されていますので、逆に転用は確実に実施されているものと言えま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のように申請地の南側の一部が隣接しておりますが、現況が庭であり、今後も状況が変わらないようですので、特に問題はないものと思われま

よって、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、すでに工事は完了されていることから始末書を提出し、反省もしているよう

ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

はい。続いて、4番。

3番

失礼いたします。

それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の1

9ページから23ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、20、21ページの位置図のとおり、愛媛県大洲庁舎の南側に位置する農地です。

まず立地基準につきましては、事務局説明のとおり第3種農地でありますので問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第借入金にて着工したいとのことですので、特に問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、周辺は宅地や雑種地、市道に囲まれており問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当と考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

はい。5番。

8番

失礼します。

それでは5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから29ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、25、26ページの位置図のとおり、国道197号と矢の地方面への市道の分岐から西南西約300mに位置する農地になります。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに進入路として整備されるなど工事は完了しており、転用は確実なものと言え

ます。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、27ページの地番地目図のとおり周辺に農地がありますが、いずれも譲り渡し人の農地でありますし、用途が進入路ということですので、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、すでに工事は完了されていることから始末書を提出し、反省もしているよう

ですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

議長(会長)

はい。続いて、6番と7番は関連案件ですのでお願いします。

19番

はい。失礼します。

それでは、6番と7番は関連案件になりますので、まとめて調査結果を報告いたします。

議案説明資料の29ページから38ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、6番案件については30ページの位置図を見ていただければと思いますが、愛たい菜の東約800mに位置する農地で、7番案件は36ページの位置図のとおり、6番の南に隣接する農地になります。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

また本案件は、事務局から説明がありましたように、本年第10回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり問題ないと思われまます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第72号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

議案第72号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書5ページをご覧ください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『農事組合法人たいよう農園』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること、④「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、以上の4点が確認事項となっています。

農事組合法人たいよう農園は、平成29年に農地を取得したことから「農地所有適格法人」としての報告が義務付けられております。主に葉物野菜の栽培を行っています。

①の「法人組織」は農事組合法人、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は11名のうち6名で2分の1以上であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員8人のうち6人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。



以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま  
す。  
ご審議のほど、お願いします。

議長（会長） はい。只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はござい  
ませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認する  
ことにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本報告書の内容については承認することに決  
定いたしました。

次に、議案第73号『非農地証明について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第73号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」の39ページから最終の  
47ページまでを併せてご覧ください。

なお、2番案件につきましては、申請人より取下げの申し出がありま  
したので、1番と3番案件についてご審議をお願いいたします。

1番、阿蔵の土地、2筆716㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕  
作放棄）し、復旧が著しく困難及び転用（植林に限る：20年以上経過）  
し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと申請地の内、一筆は急傾斜地で耕作が困難であっ  
たため、昭和の頃から耕作をしておらず、もう一筆については、40年  
ほど前に桧を植林したとのことで、西側には竹が繁茂するなど、農地へ  
の復旧は著しく困難であるとの申し出でございます。

3番、肱川町名荷谷の土地、1,450㎡の案件は、自然潰廃（20年  
以上耕作放棄）し復旧が困難な状況にあるとの申し出です。

申請地は、日当たりが悪く隣接農地も耕作放棄して荒廃化が進んだこ  
とから耕作を放棄して20年以上経過しており、自然災害により一部崩  
壊しているなど、農地への復旧は困難な状況にあるとの申し出です。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を  
受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の39ページから43ページを参考にしてください。

申請地は、40ページの位置図のようにJR伊予大洲駅の北西800  
から900m範囲内に位置する農地です。

申請によりますと、申請地の内、上段の農地は急傾斜地であるため耕  
作するのが難しく昭和の頃から耕作していない。また、下段の農地は4

0年程前に桧を植林したほか、西側には竹が繁茂しているため、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による状況などから、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、復旧は著しく困難と思われます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。では、2番は取下げのため飛ばして、3番。

33番

はい。失礼します。

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の44ページから47ページを参考にしてください。

申請地は、45、46ページの位置図のように坊屋敷橋から東に約900mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、日当たりが悪く隣接農地も耕作放棄して荒廃化が進んだことから、耕作を放棄して20年以上経過しており、自然災害により一部崩壊しているなど、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況などから、耕作放棄して少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第74号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

失礼します。

議案第74号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

1番、2番、3番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間

設定しようとするものです。

4番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

7ページです。

5番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

6番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

7番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

8番から11番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

12番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

13番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

14番 引き続き、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

9ページです。

15番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

16番 引き続き、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

17番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

10ページです。

18番 引き続き、飼料を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

19番 引き続き、果樹を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、19件・31筆、利用権設定総面積、30,805㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませぬか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了

しましたので、議事を閉じることにいたします。

7